

令和4年6月24日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項 （2件）

- （1）史跡草津宿本陣整備懇話会開催要綱の制定について
- （2）草津市埋蔵文化財調査保護要綱の一部改正について

草津市教育委員会告示第 13 号

史跡草津宿本陣整備懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 6 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

史跡草津宿本陣整備懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡草津宿本陣整備懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、史跡草津宿本陣整備事業（以下「整備事業」という。）の検討を行うため、意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員11人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 史跡草津宿本陣所有者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 整備事業に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長および副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局歴史文化財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

草津市教育委員会告示第 12 号

草津市埋蔵文化財調査保護要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 1 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市埋蔵文化財調査保護要綱の一部を改正する要綱

草津市埋蔵文化財調査保護要綱(平成12年草津市教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「開発行為者」を「事業者」に改め、同条第1項中「開発行為」を「掘削行為」に、「開発者」を「事業者」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「開発者」を「事業者」に改め、同条第5項中「開発者」を「事業者」に、「開発行為」を「掘削行為」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「開発者」を「事業者」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号（第2条第2項関係）

年 月 日

草津市教育委員会
教育長 様

事業者
住所
氏名

埋蔵文化財（ ）の発掘について（依頼）

このことについて、埋蔵文化財発掘調査を下記により実施していただきたく依頼します。
ただし、発掘調査に係る経費については、当方にて負担します。

記

1. 所在地 草津市
2. 遺跡名
3. 工事名

書類作成者

住所

会社名

担当者

連絡先

*当該書類については、必ず、書類作成者から土地所有者への説明を行い、同意を得た上で提出してください。なお、事前説明不足等により、問題が生じた場合には、本市では責任を負いかねますので、御承知おきください。

当 該 発 掘 調 査 に 係 る 同 意

文化財保護法第99条の2に基づき、草津市教育委員会が実施する上記発掘調査（本発掘調査・試掘調査・確認調査）について同意いたします。

また、当該発掘調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法（昭和25年法律第214号）第105条第1項および第107条第1項に規定する土地所有者としての権利を放棄します。

1. 住 所
2. 氏 名

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第2条第4項、第2条第7項関係）

年 月 日

草津市教育委員会
教育長 様

事業者
住所
氏名

埋蔵文化財試掘調査依頼について

下記のとおり、工事等を計画していますので、当該地域内の埋蔵文化財試掘調査を依頼します。
ただし、試掘調査に係る経費については、当方にて負担します。

記

1. 所在地 草津市
2. 遺跡名
3. 工事名

書類作成者
住所
会社名
担当者
連絡先

*当該書類については、必ず、書類作成者から土地所有者への説明を行い、同意を得た上で提出してください。なお、事前説明不足等により、問題が生じた場合には、本市では責任を負いかねますので、御承知おください。

当該発掘調査に係る同意

文化財保護法第99条の2に基づき、草津市教育委員会が実施する上記発掘調査（試掘調査）について同意いたします。

また、当該発掘調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法（昭和25年法律第214号）第105条第1項および第107条第1項に規定する土地所有者としての権利を放棄します。

1. 住 所
2. 氏 名

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第2条第5項関係）

年 月 日

草津市教育委員会
教育長 様

事業者
住所
氏名

埋蔵文化財立会調査依頼について

下記のとおり工事等を計画していますので、当該地域域内の埋蔵文化財立会調査を依頼します。

記

1. 所在地 草津市
2. 遺跡名
3. 工事名

書類作成者
住所
会社名
担当者
連絡先

*当該書類については、必ず、書類作成者から土地所有者への説明を行い、同意を得た上で提出してください。なお、事前説明不足等により、問題が生じた場合には、本市では責任を負いかねますので、御承知おきください。

当 該 発 掘 調 査 に 係 る 同 意

文化財保護法第99条の2に基づき、草津市教育委員会が実施する上記発掘調査（立会調査）について同意いたします。

また、当該発掘調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法（昭和25年法律第214号）第105条第1項および第107条第1項に規定する土地所有者としての権利を放棄します。

1. 住 所
2. 氏 名

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

草津市埋蔵文化財調査保護要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

新 要 綱 (案)	旧 要 綱
第1条 (略) (事業者の義務) 第2条 埋蔵文化財が存在する土地において掘削行為をしようとする者(以下「事業者」という。)は、条例第36条の3の規定による届出または第36条の4の規定による通知を教育委員会に提出しなければならない。 2 前項において、教育委員会が発掘調査を必要と判断したときは、事業者は、発掘調査依頼(別記様式第1号)を提出し、誠意をもって協力しなければならないものとする。 3 事業者は、発掘調査に要する費用(国および県の補助を受けて市が負担することのできる個人住宅およびこれに類すると認められる発掘に係る調査費用を除く。)について前項の規定に基づき負担するものとする。 4 第1項において、教育委員会が試掘調査を必要と判断したときは、事業者は、試掘調査依頼(別記様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。 5 第1項において、教育委員会が立会調査を必要と判断した時、	第1条 (略) (開発行為者の義務) 第2条 埋蔵文化財が存在する土地において開発行為をしようとする者(以下「開発者」という。)は、条例第36条の3の規定による届出または第36条の4の規定による通知を教育委員会に提出しなければならない。 2 前項において、教育委員会が発掘調査を必要と判断したときは、開発者は、発掘調査依頼(別記様式第1号)を提出し、誠意をもって協力しなければならないものとする。 3 開発者は、発掘調査に要する費用(国および県の補助を受けて市が負担することのできる個人住宅およびこれに類すると認められる発掘に係る調査費用を除く。)について前項の規定に基づき負担するものとする。 4 第1項において、教育委員会が試掘調査を必要と判断したときは、開発者は、試掘調査依頼(別記様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。 5 第1項において、教育委員会が立会調査を必要と判断した時、

新 要 綱 (案)	旧 要 綱
<u>事業者</u>は立会調査依頼(別記様式第3号)を教育委員会に提出し、当該掘削行為の実施にあたって埋蔵文化財立会調査を受けなければならない。	<u>開発者</u>は立会調査依頼(別記様式第3号)を教育委員会に提出し、当該開発行為の実施にあたって埋蔵文化財立会調査を受けなければならない。
6 前項の結果、埋蔵文化財が確認された時は、<u>事業者</u>は教育委員会が行う記録作成に協力するものとする。	6 前項の結果、埋蔵文化財が確認された時は、<u>開発者</u>は教育委員会が行う記録作成に協力するものとする。
7 <u>事業者</u>は、教育委員会が周知の遺跡の所在地以外であっても埋蔵文化財の有無を確認する必要があると判断したときは、試験調査依頼(別記様式第2号)を教育委員会に提出し、当該地における埋蔵文化財の有無等についての確認に協力するものとする。	7 <u>開発者</u>は、教育委員会が周知の遺跡の所在地以外であっても埋蔵文化財の有無を確認する必要があると判断したときは、試験調査依頼(別記様式第2号)を教育委員会に提出し、当該地における埋蔵文化財の有無等についての確認に協力するものとする。
8 前項の結果、当該土地に埋蔵文化財が発見されたときは、<u>事業者</u>は、条例第36条の6第1項の規定による届出または同条第2項の規定による通知を遅滞なく教育委員会に提出しなければならない。	8 前項の結果、当該土地に埋蔵文化財が発見されたときは、<u>開発者</u>は、条例第36条の6第1項の規定による届出または同条第2項の規定による通知を遅滞なく教育委員会に提出しなければならない。
第3条 (略)	第3条 (略)

新 網 要 要 (案)

旧 網 要 要

別記
様式第1号(第2条第2項関係)

年 月 日

花津市教育委員会
教育長 様

事業主
住所
氏名

埋蔵文化財 () の発掘について (依頼)

このことについて、埋蔵文化財発掘調査を下記により実施していただきたく依頼します。
ただし、発掘調査に係る経費については、貴方にて負担します。

記

- 1. 所在地 花津市
- 2. 遺跡名
- 3. 工事名

発掘作成者 住所 会社名 担当者 連絡先

*当該発掘については、必ず、発掘作成者から土地所有者への説明を行い、同意を得た上で掘出してください。なお、事前説明不足等により、問題が生じた場合には、本市では責任を負いかねますので、御承知ください。

当該発掘調査に係る同意

文化財保護法第99条の2に基づき、正体市教育委員会が実施する上記発掘調査(本発掘調査・発掘調査・埋蔵調査)について同意いたします。

また、当該発掘調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法(昭和25年法律第214号)第105条第1項および第107条第1項に規定する土地所有者としての権利を放棄します。

- 1. 住 所
- 2. 氏 名

別記様式第1号(第2条第2項関係)

年 月 日

花津市教育委員会
教育長 様

住所
氏名

埋蔵文化財 () の発掘について (依頼)

このことについて、
を下記により実施していただきたく依頼します。
ただし、発掘調査に係る経費については、貴方にて負担します。

また、当該発掘調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法(昭和25年法律第214号)第83条の2第1項および第84条の2第1項に規定する開発者としての権利を放棄します。

記

- 1 所在地 花津市
- 2 遺跡名
- 3 工事名
- 4 発掘位置
- イ 位置図
- ロ 平面図(地形図、正体市平面図) 各1部
- ハ その他

新 要 要 網 (案)

様式第2号(第2条第4項、第2条第7項関係)

草津市教育委員会
教育長 様

事業名
住所
氏名

埋蔵文化財試掘調査依頼について

下記のとおり、工事等を計画していますので、当該地域内の埋蔵文化財試掘調査を依頼します。
ただし、試掘調査に係る経費については、当方にて負担します。

記

1. 所在地 草津市
2. 通称名
3. 工事名

設置体名称
住所
会社名
担当者
連絡先

※当選書類については、必ず、事務局作成者から土地所有権者への説明を行い、同意を得た上で提出してください。なお、事前説明不足等により、問題が生じた場合には、本市では責任を負いかねますので、御承知ください。

当該発掘調査に係る同意

文化財保護法第9条の2に基づき、草津市教育委員会が実施する上記発掘調査(試掘調査)について同意いたします。

また、当該発掘調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法(昭和25年法律第214号)第105条第1項および第107条第1項に規定する土地所有権者としての権利を放棄します。

1. 住所
2. 氏名

旧 要 要 網

別記様式第2号(第2条第4項関係)

草津市教育委員会
教育長 様

年 月 日

住所
氏名

埋蔵文化財試掘調査依頼について

下記のとおり、工事等を計画していますので、当該地域内の埋蔵文化財試掘調査を依頼します。
ただし、試掘調査に係る経費については、当方にて負担します。

また、当該試掘調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法(昭和25年法律第214号)第63条の2第1項および第64条の2第1項に規定する関係者としての権利を放棄します。

記

1. 場所
 2. 面積
 3. 地目
 4. 事業主名
 5. 工事期間
- 添付書類
- イ 位置図 1 冊
 - ロ 地形図 1 冊
 - ハ 計画区域図 1 冊
 - ニ その他

新 網 要 網 (案)

旧 網 要 網

様式第 3 号 (第 2 条第 5 項関係)

年 月 日

草津市教育委員会
教育長 様

事業者
住所
氏名

地域文化財立会調査依頼について

下記のとおり工事等を計画していますので、当該地域域内の地域文化財立会調査を依頼します。

記

1. 所在地 草津市
2. 道跡名
3. 工事名

委託作成者 住所 会社名 担当者 連絡先

*当該書類については、必ず、委託作成者から土地所有者への説明を行い、同意を得た上で提出してください。なお、事前説明不足等により、問題が生じた場合には、本件では責任を負いかねますので、御承知ください。

当該地域域内に係る同意

文化財保護法第 9 条の 2 に基づき、草津市教育委員会が実施する「歴史民俗調査（立会調査）」について同意いたします。

また、当該歴史民俗調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 105 条第 1 項および第 107 条第 1 項に規定する土地所有者としての権利を放棄します。

1. 住所
2. 氏名

別記様式第 3 号 (第 2 条第 5 項関係)

年 月 日

草津市教育委員会
教育長 様

住所
氏名

地域文化財立会調査依頼について

下記のとおり 工事等を計画していますので、当該地域域内の地域文化財立会調査を依頼します。

また、当該立会調査により発見された出土文化財については、その適正な保管と活用のため文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条の 2 第 1 項および 94 条の 2 第 1 項に規定する調査者としての権利を放棄します。

記

1. 場所
2. 道跡
3. 地目
4. 事業主体
5. 基礎工事のための土地開削予定日 年 月 日
6. 連絡先・電話番号

添付書類

- イ 位置図 1 部
- ロ 地形図 1 部
- ハ 計画平面図 1 部

新 要 綱 (案)	旧 要 綱
<u>付 則</u> この要綱は、令和4年6月1日から施行する。	

